

## 船橋市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する母子家庭日常生活支援事業、法第31条の7第1項に規定する父子家庭日常生活支援事業又は法第33条第1項に規定される寡婦日常生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 母子家庭

法第6条第1項に規定される配偶者のない女子であつて、現に児童(20歳に満たない者)を扶養している家庭をいう。

(2) 父子家庭

法第6条第2項に規定される配偶者のない男子であつて、現に児童(20歳に満たない者)を扶養している家庭をいう。

(3) 寡婦

法第6条第4項に規定されるものをいう。

(4) ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭、寡婦又は離婚したと同様の事情にある母又は父として市長が認めるものをいう。

(5) 生活援助

家事、介護その他の日常生活の便宜をいう。

(6) 子育て支援

保育サービス及びこれに附帯する便宜をいう。

(7) 家庭生活支援員

第3条第1項の要件を満たす、生活援助又は子育て支援を行う者をいう。

### (家庭生活支援員の要件)

第3条 家庭生活支援員は、次の各号に掲げる支援の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 生活支援

生活援助の実施に必要な資格として市長が認めた資格を有する者、又は、生活援助の実施に必要な研修として市長が認めた研修を修了した者

(2) 子育て支援

子育て支援に関する一定の研修(概ね別紙1の基準による)又はこれと同等の研修を修了した者として市長が認めた者

### (支援の内容)

第4条 生活援助の内容は、次の各号に掲げるもののうち必要と認める支援を行うものとする。

(1) 食事の世話

- (2) 住居の掃除
- (3) 身の回りの世話
- (4) 生活必需品等の買物
- (5) 医療機関等との連絡
- (6) その他必要な用務

2 子育て支援の内容は、次の各号に掲げるもののうち必要と認める支援を行うものとする。

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 児童の生活指導

(支援の実施場所)

第5条 実施場所は、次の各号に掲げる場所とする。なお、ひとり親家庭等の居宅における子育て支援は生活援助として取り扱う。

- (1) 生活援助 ひとり親家庭等の居宅
- (2) 子育て支援 ひとり親家庭等の居宅又は利用しやすい適切な場所

(派遣の時間)

第6条 家庭生活支援員の派遣時間は、1時間を単位とし、年度ごとに18時間を上限とする。なお、市長が認めたときはこの限りではない。

(派遣の要件)

第7条 家庭生活支援員の派遣を受けることのできるひとり親家庭等は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 市内に居住していること。
- (2) 修学や疾病等の事由により、一時的に生活援助若しくは子育て支援が必要であること又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに特に大きな支障があること。

(派遣対象世帯の申請)

第8条 家庭生活支援員の派遣を希望するひとり親家庭等は、家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書(第1号様式)にひとり親家庭等であることを明らかにする書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(派遣対象世帯の認定及び世帯名簿の登録)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、派遣対象世帯か審査し、家庭生活支援員派遣対象世帯認定(不認定)通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により、認定したときは、当該ひとり親家庭等を家庭生活支援員派遣対象世帯名簿(第3号様式)(以下「世帯名簿」という。)に登録する。
- 3 世帯名簿の保存期間は、登録された日の属する年度の末日までとする。

(世帯名簿の更新)

第10条 世帯名簿の登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、第8条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市のオンライン申請フォーム又は家庭生活支援員派遣対象世帯登録変更届(第4号様式)(以下「変更届」という。)に

より市長に届出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更届を受けたときは、速やかに内容を審査し、世帯名簿を修正する。

(家庭生活支援員の派遣手続等)

第11条 登録者が、家庭生活支援員の派遣を必要とするときは、市のオンライン申請フォーム又は家庭生活支援員派遣申請書（第5号様式）により市長に届出するものとする。

- 2 市長は、前項の派遣申請を受けた場合は、速やかに家庭生活支援員の派遣の要否を審査し、家庭生活支援員派遣可否決定通知書（第6号様式）により登録者に通知する。

(費用)

第12条 家庭生活支援員の派遣を受けたひとり親家庭等（以下「利用者」という。）は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を負担するものとする。

- 2 利用者は、家庭生活支援員が買い物を行う際の実費相当額を負担するものとする。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

備考

- 1 利用世帯の区分の認定は、市町村民税にあつては、家庭生活支援員の派遣を受けた日の属する年度（当該派遣を受けた日が1月から5月までの場合にあつては、前年度）分の課税状況を適用する。
- 2 ひとり親家庭等の居宅における子育て支援は、生活援助として取り扱うものとする。
- 3 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯以外の世帯であっても、市が実施するひとり親家庭等を対象とした就業支援講習会に参加する場合に本事業を利用するときは、この表の規定にかかわらず、利用者の負担額は0円とする。

(別紙1)

研修科目	時間
<b>I 児童の発達と遊び（講習Ⅰ）</b> （考え方）0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
①乳幼児期の発達	3時間
②学童期の発達	3時間
③児童にとっての遊び	3時間
<b>Ⅱ 健康管理と緊急対応（講習Ⅱ）</b> （考え方）0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をまじえて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	9時間
④児童の病気	3時間
⑤緊急時の対応と応急措置	3時間
⑥児童の成長と食生活	3時間
<b>Ⅲ 保育所における見学実習</b> （考え方）保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。	3時間
<b>Ⅳ 子育て支援の状況（講習Ⅲ）</b> （考え方）子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうように配慮する。	6時間
⑦現代の子育て事業	3時間
⑧研修全体のまとめ	3時間
合計	27時間



第 号  
年 月 日

様

船橋市長

家庭生活支援員派遣対象世帯認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のありました、家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書について、次のとおり認定（不認定）したので、船橋市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

派遣対象世帯	認定 ・ 不認定
不認定の理由	







様

船橋市長

家庭生活支援員派遣可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣申請については、下記のとおり決定しましたので、船橋市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 次のとおり派遣を決定します。

派遣期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	延べ 時間
	初回派遣日時： 年 月 日（ 時 分 ~ 時 分）
支援の内容	<p>1 子育て支援</p> <p>① 乳幼児の保育・児童の生活指導 （具体的な用務内容： ） （実施場所： ）</p> <p>2 生活援助</p> <p>① 食事の世話 ② 住居の掃除 ③ 身の回りの世話 ④ 生活必需品等の買物 ⑤ 医療機関との連絡 ⑥ その他日常生活を営むのに必要な用務 （具体的な用務内容： ）</p>

2 次の理由により派遣ができません。

.....

.....

.....